

矢板市低入札価格調査制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（これらを第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査制度の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 低入札価格調査の対象は、総合評価落札方式による建設工事又は建設工事関連業務委託に係る入札とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に定める額とする。

(1) 適用工事

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1

を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に 10 分の 9 を乗じて得た額

- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 適用業務委託

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 8.2 を乗じて得た額、その額が業務価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 6 を乗じて得た額）から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- ①－1 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

- ①－2 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費（積上計上）の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

② 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額

エ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の調査基準価格は、予定価格書に明記する。

(調査基準価格の取扱い)

第4条 対象となる入札の入札公告又は入札通知書に、調査基準価格を設けたことを明記する。

2 対象となる入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は次の各号に定めるとおりとし、一般競争入札にあっては入札公告又は入札説明書に明示するものとする。

(1) 契約保証金額は契約金額の10分の3以上とする。

(2) 契約不適合責任の存続期間は次のとおりとする。

① 適用工事については、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6ヶ月が経過する日までとする。

② 適用業務委託については、3年とする。

(3) 適用工事については、現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）は、これを兼ねることができないものとする。

3 適用工事の入札における工事費内訳書の取扱いは、次条第2項及び第6条第2項に定めるとおりとするものとする。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、入札執行者は落札の保留を宣言した上で落札者の決定を保留し、後日結果を通知する

旨を全入札者に告げて入札を終了するものとする。

2 適用工事の入札において、工事費内訳書の内容が、次の各号の要件に該当する者の入札は、無効とするものとする。

(1) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) 工事費内訳書の内容が明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合

(基本調査及び数値的判断基準)

第6条 適用工事の入札において、前条第1項により落札者の決定を保留した場合には、事業主管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が提出した工事費内訳書の内容が、次の各号に適合するか否かを調査（以下「基本調査」という。）し、様式第2－1号により入札執行者に報告する。

(1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に1

0 分の 5. 5 を乗じて得た額から 1 万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の①から④までの合計額から⑤を減じ 1 万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切り捨て））に 10 分の 9. 7 を乗じて得た額

② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に 10 分の 9 を乗じて得た額

④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 6. 8 を乗じて得た額

⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に 10 分の 0. 3 を乗じて得た額

2 事業主管課長は、前項の基本調査において工事費内訳書の内容が、次の各号の失格要件に該当する場合は、その旨を様式第 2－1 号により入札執行者に報告するものとする。

(1) 入札参加者名、工事名、工事箇所名及び設計書等に記載する項目と同項目が記載されていない場合又は明らかに誤って記載されている場合（単純な誤字・脱字等は除く）

(2) 工事費の内訳となる各項目に対応した金額が記載されていない場合又は誤って記載されている場合（千円未満の端数処理等に伴う誤差は除く）

(3) 工事費内訳書の合計額が入札価格と整合しない場合

(4) 第 1 号から第 3 号以外で発注者が不備があると判断した場合

3 入札執行者は、前2項の報告があったときはその内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者等を失格とするものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに適合しない場合（ただし、第5号で算出した額が、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。）

(2) 工事費内訳書の内容が前項各号のいずれかの失格要件に該当する場合
(重点調査の実施)

第7条 第5条第1項により落札者の決定を保留した場合に、事業主管課長は、前条第3項により失格となった者を除き、総合評価点の最も高い入札者（以下「最低価格入札者等」という。）について次の項目の調査（以下「重点調査」という。）を行う。この場合、事業主管課長は最低価格入札者等に対し、様式第1-1号又は第1-2号により通知するものとする。

(1) 適用工事の場合

① 当該価格で入札した理由に関する調査

② 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）、手持ち工事の状況（対象工事現場付近）による縮減経費に関する調査

③ 手持ち工事の状況（対象工事関連）、手持ち工事の状況（対象工事関連）による縮減経費に関する調査

④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連による縮減経費に関する調査

⑤ 工事実施工程表に関する調査

⑥ 施工体系図に関する調査

⑦ 下請け業務内訳書に関する調査

⑧ 配置予定技術者名簿に関する調査

- ⑨ 資材調達等に関する調査
- ⑩ 建設機械配置計画等に関する調査
- ⑪ 労務者配置計画等に関する調査
- ⑫ 過去に施工した公共工事名及び発注者に関する調査
- ⑬ 建設副産物の搬出地、建設副産物処理による縮減経費に関する調査
- ⑭ 品質管理に関する調査
- ⑮ 安全管理に関する調査
- ⑯ 積算内訳に関する調査
- ⑰ 共通仮設費に関する調査
- ⑱ 現場管理費に関する調査
- ⑲ 一般管理費に関する調査
- ⑳ 手持ち資材の状況に関する調査
- ㉑ 品質確保体制（人員体制）に関する調査
- ㉒ V E 提案等によるコスト縮減額に関する調査
- ㉓ 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ㉔ 信用状況に関する調査（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- ㉕ その他の必要な事項に関する調査

(2) 適用業務委託の場合

- ① 当該価格により入札した理由に関する調査
- ② 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書等に関する調査
- ③ 当該契約の履行体制に関する調査
- ④ 配置予定技術者の手持ち業務に関する調査
- ⑤ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者に関

する調査

⑥ 予定される技術者が過去に受託した同種又は類似業務の実績に関する調査

⑦ 業務の実施方針及び業務フロー・業務工程に関する調査

⑧ 技術提案に関する調査

⑨ 照査に関する調査

⑩ 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社への照会による。）

⑪ 労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査

⑫ その他必要な事項に関する調査

2 最低価格入札者等は、前項の通知を受けたときは、原則として調査通知日から2日以内に、適用工事の場合は別記様式第1（適用工事用）から第27まで、適用業務委託の場合は別記様式第1（適用業務委託用）から第9までに必要事項を記載し作成要領で提出を求める添付書類（以下「提出書類」という。）を付して、事業主管課長に提出しなければならない。

3 最低価格入札者等は、重点調査を辞退する場合には、低入札価格調査辞退届（様式第1－3号）を事業主管課長に提出しなければならない。

4 事業主管課長は、前項の辞退届を受理した場合には、辞退者を入札執行者に報告するものとする。

（重点調査における低入札価格の審査及び意見の回答）

第8条 事業主管課長は、重点調査を行った場合は、その内容を分析・検討の上、様式第2－2号又は第2－3号により入札執行者に報告する。

2 入札執行者は、前項の報告を受けた場合には、様式第2－2号又は第2－3号を低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に提出し、その意見を求めるものとする。

3 調査委員会は、入札執行者から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第3号により通知するものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札執行者は、調査委員会の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、最低価格入札者等を落札者とする。

2 入札執行者は、第6条第3項により失格とした場合、第7条第4項の報告があった場合及び調査委員会の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格によっては、当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者とする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、第7条以下の手続きを再度行うものとする。

(入札者への通知)

第10条 入札執行者は、前条第2項により落札者とならなかった者（第7条第4項の報告があった者を除く。）に対して、速やかに様式第4号により低入札価格調査の結果落札者とししない旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条により落札者を決定したときは、入札者すべてに対して入札結果を通知するものとする。

(入札経過の報告)

第11条 入札執行者は、第6条第3項により失格とした場合及び第9条第2項により最低価格入札者等の入札価格によっては当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合は、当該入札を「失格」と、第7条第4項の報告があった場合は、当該入札を「調査辞退」と決定した旨を入札経過調書に記載するものとする。

(契約後の確認)

第12条 重点調査の実施後、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結した場合は、様式第2-2号、第2-3号又は提出書類の写しを、監督員等に引き継ぐものとする。

2 監督員は、適用工事にあつては施工体制台帳、施工計画書及び様式第2-2号（引き継ぎを受けた場合）等の記載内容に沿った施工が実施されていることを、適用業務委託にあつては業務計画書及び様式第2-3号等の記載内容に沿った業務が実施されていることを随時確認し、適切な指導を行う。

3 監督員は、いわゆる手抜き工事等を防止するため重点的な監督業務を実施する。

4 重点調査の実施後、調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結し、当該調査の内容と契約後の確認結果とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く。）又は虚偽の書類の提出若しくは事情聴取の説明を行ったことが明らかとなった場合は、工事成績評定に厳格に反映し、又は指名停止を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は令和7年7月1日から施行する。

2 矢板市低入札価格調査基準価格事務処理要領（平成19年4月1日適用）は廃止する。